

2 計画の 概要

第2章 計画の概要

1 計画の概要

1.1 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」に基づき策定するものです。

また、安芸市総合計画（後期基本計画）2021 や地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等の市内の他計画とも相互に連携し、一体的に地球温暖化対策を推進します。

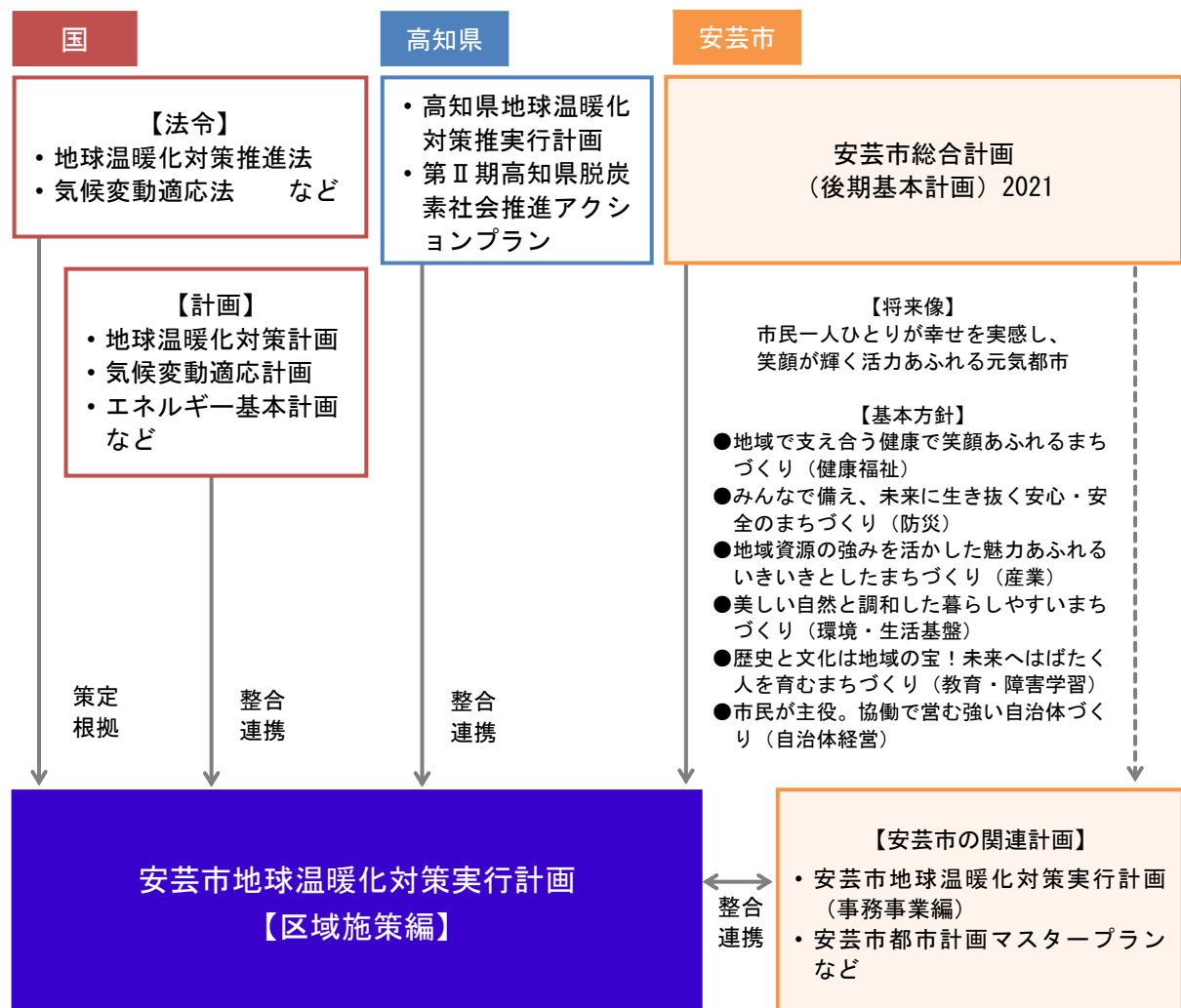


図 2-1 本計画の位置づけ

1.2 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とします。この期間における令和 12（2030）年度の目標を計画目標と位置づけ、さらに令和 32（2050）年度の目標を長期目標と位置づけます。また、計画期間中であっても、計画の前提が大きく変わるような国政や社会情勢、法規制等の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の目標や取組等について見直しを行うものとします。

表 2-1 計画の期間

年度	平成25	…	令和 7	…	令和12	…	令和32
	2013	…	2025	…	2030	…	2050
計画 期間	基準 年度		策定 年度		計画 目標		長期 目標
			← 計画期間 →				

1.3 計画で対象とする温室効果ガス

本計画において算定対象とする温室効果ガスは、人為的排出量が多く、地球温暖化に対する影響が最も大きいとされている二酸化炭素とします（表 2-2）。

表 2-2 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		概要
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	燃料の使用、他人から供給された電気や熱の使用
	非エネルギー起源	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用 など
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、排水処理 など
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、排水処理 など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造 など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造 など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造 など
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和 5 年 3 月）」

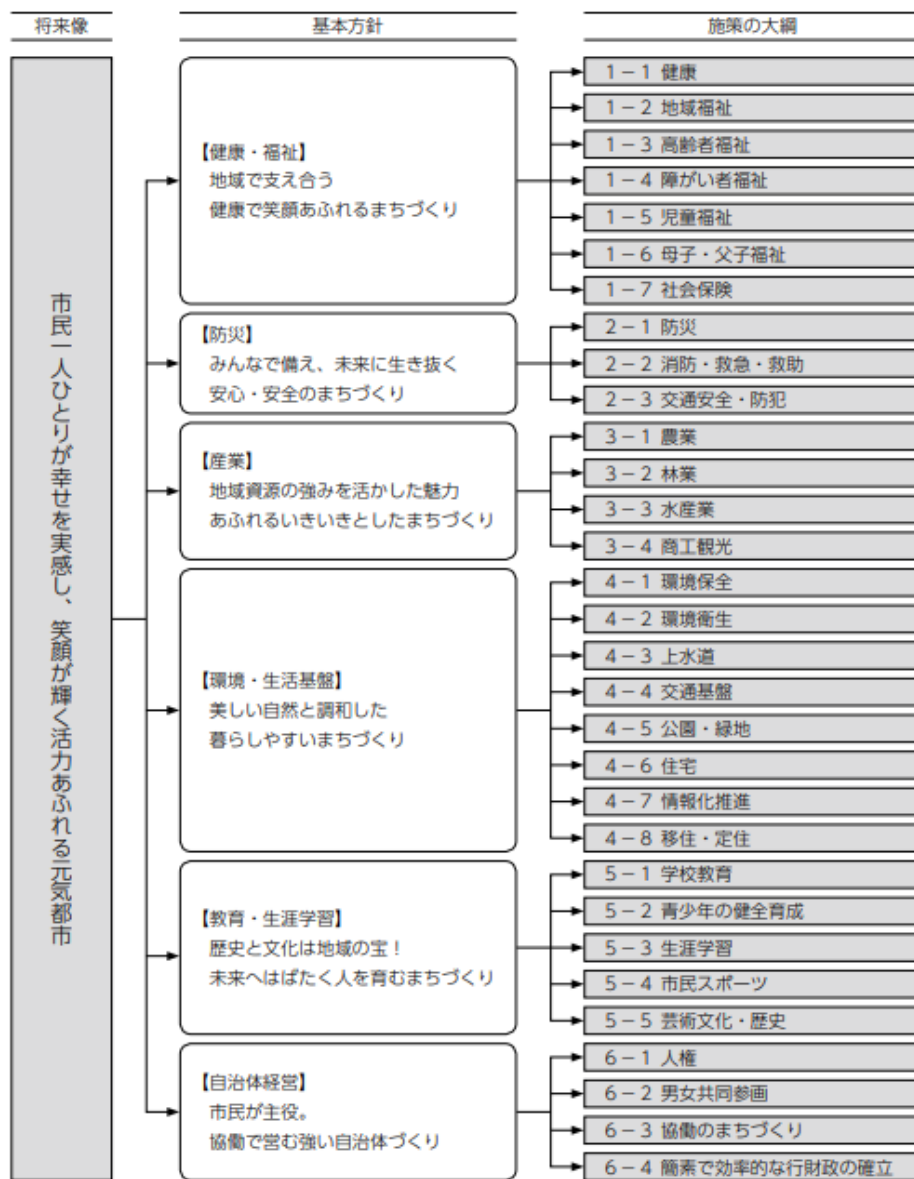
2 安芸市の関連計画

2.1 各計画の概要

(1) 安芸市総合計画（後期基本計画）2021

平成 28（2016）年 3 月に策定した総合計画（前期基本計画）2016 では、安芸市の目指すべき都市将来像として、「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔で輝く活力あふれる元気都市」を掲げ、その実現に向けた取組を推進してきました。

総合計画（後期基本計画）2021 にても引き続き「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔で輝く活力あふれる元気都市」を将来像に掲げ、基本方針と取り組み方針が示されています。特に、「防災」「産業」「環境・生活基盤」に関しては本計画との関連性も高いことから、両計画が整合を図りつつ取り組みを推進しています。



出典：安芸市「安芸市総合計画（後期基本計画）2021」

図 2-2 施策の大綱

(2) 安芸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずることにより、地方公共団体として地球温暖化対策の推進を図るための計画です。安芸市では、平成 27（2015）年度に本計画を策定し、地球温暖化対策に関する取り組みを進め、令和 2（2020）年度に ver. 2 を策定しました。

ver. 2 では、令和 12（2030）年度に平成 30（2018）年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和 6 年度（2024）の温室効果ガス排出量を 5 %削減することを目標としています。また、目標達成に向けた取組の一つとして、再生可能エネルギーの導入促進を挙げています。

表 2-3 温室効果ガス削減目標

項 目		単位	基準年度排出量（kg-CO ₂ ） 平成30年度	削減率 （%）	目標年度排出量（kg-CO ₂ ） 令和6年度
燃 料 使 用 量	ガソリン	L	113,147	5	107,490
	灯油	L	138,365	5	131,447
	軽油	L	112,864	5	107,221
	A重油	L	210,567	5	200,039
	L P G	m ³	100,700	5	95,665
電気使用量		kWh	2,539,408	5	2,412,438
計			3,215,051	5	3,054,298

出典：安芸市「安芸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）ver. 2」

(3) 安芸市公共施設等総合管理計画

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっていることから、国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

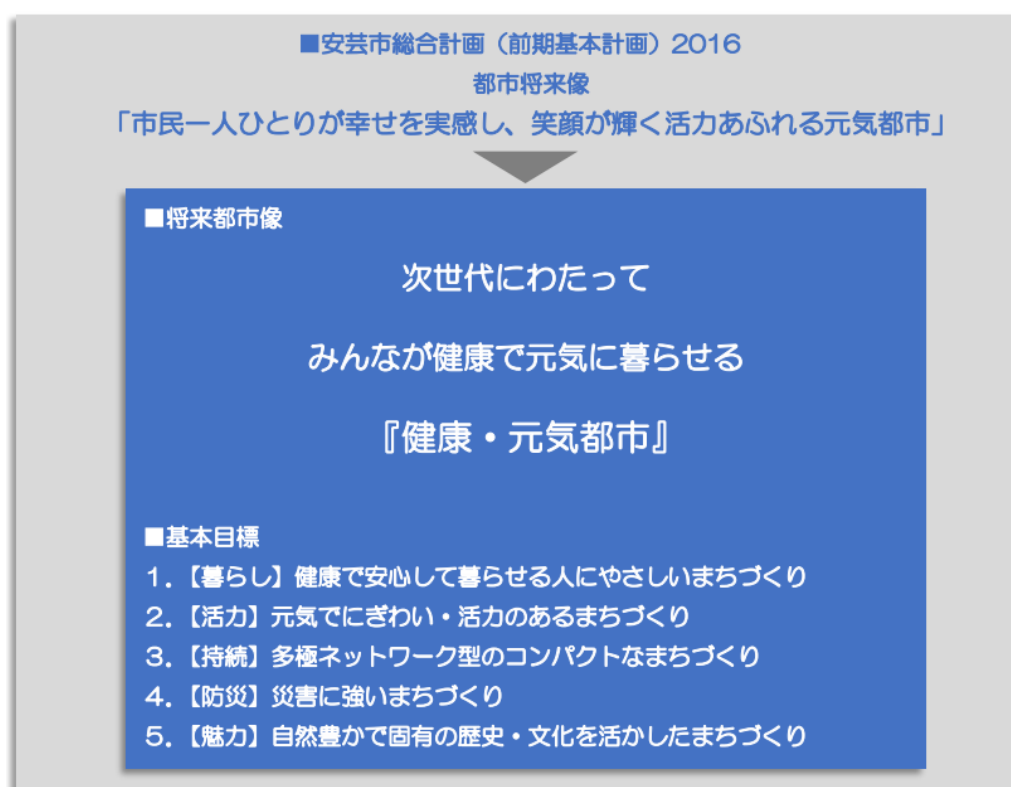
令和 6（2024）年 3 月の改訂版では、これまで公共施設等総合管理計画運営委員会で検討してきました、平成 27（2015）年以降に供用開始された施設について、予防保全を実施し、ライフサイクルコストの削減及び平準化する取組を示しています。

さらに、総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」に基づき、脱炭素推進の取組方針について記載しています。

(4) 安芸市都市計画マスタープラン

本市では、人口減少、高齢化、都市部への人口流出等の社会情勢の変化や、地震発生時の津波対策等の環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、令和2（2020）年3月に安芸市都市計画マスタープランを策定しました。

この計画では、「次世代にわたってみんなが健康で元気に暮らせる『健康・元気都市』」を将来都市像として掲げ、「暮らし・活力・持続・防災・魅力」の5項目に対して基本目標を設定しています。



出典：安芸市「安芸市都市計画マスタープラン」

図 2-3 将来都市像

(5) 安芸市過疎地域持続的発展計画

本市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3（2021）年4月1日から施行されたことに伴い、高知県過疎地域持続的発展方針に基づき、市議会の議決を経て、安芸市過疎地域持続的発展計画を策定しました。

この計画では、再生可能エネルギーの利用の推進により環境問題の改善を図るとともに、環境学習等を行うことで、次代を担う児童生徒の環境保全意識を高めるとしており、公共施設や家庭、事業所等における省エネルギー対策や地球温暖化対策についての市民への普及啓発等の対策を示しています。

2.2 本計画と主に関連する他計画の取り組み

本計画と主に関連する他計画の取り組み・部門を表 2-4 に示します。これらとの整合性を考慮しつつ本計画の取り組みを検討します。

表 2-4 本計画と主に関連する取り組み

計画	部門	取り組み
安芸市総合計画 (後期基本計画) 2021	全般	● 「安芸市地球温暖化対策実行計画」の着実な実行 ● 地域に適した自然循環型エネルギー活用を検討 ● 次代を担う児童・生徒に対する環境教育
	家庭	● 各家庭における省エネ対策や再生可能エネルギーの利用促進
	産業 業務その他	● 事業所における省エネ対策や再エネの利用促進 ● 市管理施設での省エネ対策や再エネの積極的な導入
安芸市地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）	業務その他 (事務事業)	● 各職場での省エネに関する取り組み（電気使用量の削減、燃料使用量の削減、紙の使用量の抑制等） ● 施設・設備の省エネ対策の推進、再エネの導入推進（電気自動車の導入、自然エネルギーの導入等）
安芸市 公共施設等総合管理計画	業務その他 (事務事業)	● 施設の複合化・集約化 ● エネルギー消費効率の高い商品の選択 ● 断熱性の高い材料の使用 ● 自然採光等に配慮した構造の採用 ● 再エネの導入
安芸市 都市計画マスタープラン	全般	● エネルギー自給率向上、安定的なエネルギー供給
	運輸	● 公共交通の利用促進 ● 電気自動車、低燃費車の推進
安芸市 過疎地域持続的発展計画	全般	● 自然条件や特色を生かした再エネの導入 ● 地球温暖化対策についての市民への普及啓発
	業務その他 (事務事業)	● 公共施設等での省エネ対策
	家庭 事業所	● 各家庭・事業所などにおける省エネ対策